

Q12 聴覚障害とは

1 聴覚障害

聴覚障害とは、聴覚機能の永続的低下の総称です。聴力障害、聴覚過敏、錯聴、耳鳴りなどがこの中に含まれますが、聴覚感度の低下を示す聴力障害がほとんどであるため、一般的に聴覚障害といえば聴力障害のことを指しています。

<聴覚障害の分類>

聴覚障害は、障害部位、障害の程度や型、障害が生じた時期や原因などによって分けることができます。

○ 障害部位による分類

- ・伝音性難聴（聴覚障害）・・・外耳から中耳にかけて障害がある場合
- ・感音性難聴（聴覚障害）・・・内耳から聴神経にかけて障害がある場合
- ・混合性難聴（聴覚障害）・・・伝音性と感音性の聴覚障害が併存するもの

どの部位に障害があるかによって、聞こえの状態は異なります。一般的に、伝音性の聴覚障害では、音が小さく聞こえるだけですが、感音性の聴覚障害では、小さく聞こえるだけでなく、音がひずんで聞こえることが多いです。

○ 障害の程度による分類

かすかな音や言葉を聞き取るのに不自由を感じるが、日常の生活にはほとんど支障のないものから、身近にある色々な音や言葉が全く聞こえないものまであり、その程度によって軽度難聴、中等度難聴、高度難聴及び聾に分けて考える場合があります。

○ 聴力型による分類

オーディオメータ（聴力測定器）によって測定した気導聴力レベルと骨導聴力域値から、オーディオグラム（聴力図）を作成し、各周波数の聴力レベルの相互関係からいくつかの類型に分けられます。

○ 障害が生じた時期による分類

いつ障害が発生したかによって、その後の諸発達の様相は著しく異なります。これらは、障害の程度との関係が深く、特に言語発達の面で顕著といえます。先天性と後天性に分けて考える場合もありますが、教育においては、言語獲得以前に聴覚障害が生じたのか、あるいはそれ以後かということが子どもの成長発達を考え、適切な教育的対応を行う上で重要な意味をもちます。

2 聴覚障害の子どもたちの特性

○ 平均聴力レベル20～40 dBの聴覚障害では

話声語を4～5m、ささやき語を50cm以内で聞き取れますが、日常生活では聞き返しが多くなります。学校などの集団の中では周囲の騒音に妨害されて聞き取れないことがあります。座席が後ろの方であったりすると、教師の話が正確に聞き取れず、その結果、言語力が伸びにくかったりして、学力の遅滞が生じたり周囲とのコミュニケーションがスムーズに行われなかったりして情緒が不安定になったりすることがあります。

- 平均聴力レベル40～60 dBの聴覚障害では
通常の話し声を1.5～4.5mで聞き取れ、言語習得前に障害が生じた場合でも、生活上の支障はそれほど大きくありませんが、学習上では、言語力不足が問題になります。言語発達の遅れや発音の障害が顕著になりやすいので、教育的な配慮が必要です。
- 平均聴力レベル60～80 dBの聴覚障害では
通常の話し声を0.2～1.5mで聞き取れるので、補聴器の装用が適正であれば、耳だけでの会話聴取が可能な場合もあります。言語習得前に障害が生じた場合、言語発達の状態は様々ですが、適切な教育対応が行われなければ、わずかな生活言語を獲得するにとどまってしまう場合が多いので、適切な教育的対応が不可欠です。
- 平均聴力レベル80 dB以上の聴覚障害では
早期に障害が生じた場合には、適切な教育的対応を行わないと言語習得が著しく困難になります。

3 学習場面や、日常生活での配慮・支援

- (1) 早期発見と早期からの教育的対応
早期からの対応でないと効果が上がりにくい、対応が遅れると発達の様々な面に問題が広がりがちであるなどの聴覚並びに言葉の発達の特性から、早期発見と早期からの教育的対応が大切です。
 - (2) 聴力の活用
子どもの聴力の程度に応じて、補聴器を活用して音や音声を聞く態度を身に付けさせることが必要です。
 - (3) 人間関係やコミュニケーションの態度の育成
声かけ、話かけが通じにくく、自分からの訴えも難しいので、周囲の人々との関係が円滑になりにくいいため、様々な手段によって心の通じ合いを図る必要があります。さらにその上で、聴覚の活用や言葉の発達の状態に応じた言葉によるコミュニケーションによって人間関係を拡充していくようにします。
 - (4) 言語指導
自然のままでは、質的にも量的にも不足しがちになるため、意図的に働きかけて言葉の発達を促す必要があります。
 - (5) 構音指導
聴覚に障害があると、正しい発音を聞いたり、自分でまねしたりすることができにくいので、正しく明瞭な言葉を習得させるためには、構音指導が必要です。
構音指導には、耳の訓練（音を聞き分ける練習）、発声・発音器官の機能訓練、発音訓練の3つの段階があります。
- 耳の訓練（聴能訓練）
音や言葉を聞き分けたり、聞きとったりする訓練を行います。言葉だけでなく、環境音の聞き分けの学習も必要です。
ここでは、子どもの聞く力がどの程度あるのか、補聴器の活用がどの程度できているかの見きわめが特に大切になってきます。
 - 発声・発音器官の機能訓練
唇、舌、あごが自由にスムーズに動くよう練習するだけでなく、呼吸の仕方（息の使い方）の学習も必要です。
 - 発音訓練
声を出すときののどの動き、口の形、舌の動きをよく見て、どんな音を出しているか読みとることと、それをまねして自分でその音を出すことを練習します。息の使い方の学習も大切です。

母音（ア・イ・ウ・エ・オ）から、半母音（ヤ・ユ・ヨ・ワ）や指導しやすい音（パ行・バ行・マ行等）に進めていくのが一般的ですが、子どもによっては自然に出ている音もあるので、固定的に考えないことが大切です。聴覚障害特別支援学校など専門機関と相談しながら進めていくことも必要になってきます。

（６） 語い指導

聴覚に障害がある子どもは、知っている言葉の数が少ないだけでなく、言葉の意味を間違えて覚えている、言葉から受けるイメージが狭いなどの課題がある子どもが多いので、語いの指導が必要になってきます。身近なものの名前（名詞）から、場面や状態を表す言葉（動詞、形容詞等）、つなぎ言葉（接続詞、助詞等）へと指導を発展させ、さらに単語から文へと、話し言葉を豊かにする視点をもって指導することが大切です。また、日常生活のなかで必要な言葉から確実に身に付けさせることと、学習した言葉を日常生活のなかで使い慣れ広げていくことが、ともに求められます。

（７） 文字の指導

聴覚に障害がある子どもは、聴覚的フィードバックが不十分なところを視覚的に補うために、早めに文字を覚えることが大切です。ひらがなの読み書きから始まる文字の指導は、国語の学習だけでなく、自立活動のなかでも行う必要があります。

（８） 文の指導

言葉が組み合わさって、意味のあるまとまった「文」となったとき、その語と語の関係や文と文のつながりがわからないと、文章を読んでも内容理解ができません。自分で構文を組み立てることができないことは、記憶や思考にも影響してきます。文章の読解力、作文力を高める指導は、教科学習の基礎としても大切になってきます。「読む」「書く」ことの指導は、自立活動だけでなく日常生活全般のなかで、くり返し意識的に行う必要があります。また、「聞く」「話す」活動のなかでも、単語でなく「文」で表現する（させる）という意識が大切です。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領では、聴覚障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科の指導計画の作成と各学年にわたる内容の取り扱いに当たって、児童生徒の障害の特性等を十分考慮するとともに、以下の点に配慮するものとするとして示されています。

- 体験的な活動を通して的確な言語概念の形成を図り、発達に応じた思考力を育てる。
- 言語発達の程度に応じて、主体的に読書に親しんだり、書いて表現したりする態度を養うように工夫する。
- 聴覚障害の状態に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くなどして指導する。
- 補聴器等の利用により、子どもの保有する聴覚を最大限に活用し、効果的な学習活動が展開できるようにする。
- 視覚的に情報を得やすい教材・教具やその活用方法等を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにする。
- 聴覚障害の状態等に応じて、音声、文字、手話等のコミュニケーション手段を適切に活用して、意思の相互伝達が活発に行われるように指導方法を工夫する。